



EU加盟国の飲料水水質に関する技術報告書から (その1)

－オーストリア (Austria)－

(はじめに)

EU加盟国は、消費者に対する定期的な情報を補足するため、飲料水水質を3年サイクルで欧州委員会(EC)に報告しなければならないとされており、欧州委員会は飲料水指令の基準に対する水質モニタリング結果を評価することとされています。各報告のサイクルの後、欧州委員会は、欧州レベルでの飲料水水質及びその改善状況を要約した統合報告書を作成します。そして、欧州委員会は、2014年6月16日、2008～2010年の期間の加盟国の報告書を審査した「欧州連合における飲料水水質に関する統合報告書(COM(2014)363 final)」を採択しました。この報告書は、加盟27か国の情報を要約したものとなっています。

(注1) 報告書は、全ての公式言語でみることができます。

[bg](#) [cs](#) [da](#) [de](#) [et](#) [el](#) [en](#) [es](#) [fr](#) [hr](#) [it](#) [lv](#) [lt](#) [hu](#) [mt](#) [nl](#) [pl](#) [pt](#) [ro](#) [sk](#) [sl](#) [fi](#) [sv](#)

(注2) 統合報告書に関連して、各加盟国の詳細なデータ・図表を含む技術報告書(technical reports)も利用可能となっています。

*大規模給水ゾーン：[Large Water Supply Zones](#)

*小規模給水ゾーン：[Small Water Supply Zones](#)

そこで、欧州連合(EU)加盟国の技術報告書(大規模給水ゾーン及び小規模給水ゾーン)から、各加盟国における飲料水水質の概要等について紹介することとします。なお、本報告書については、出典を明記すれば転載が認められていることを申し添えます。

(出典) Reporting requirements and Synthesis Reports

http://ec.europa.eu/environment/water/water-drink/reporting_en.html

(参考) 小規模給水ゾーン (Small Water Supply Zones) に関する定義

Small Water Supply Zones < 1,000 m³/day, less than 5,000 persons

Category 1: supplying 10m³ - 100m³ per day

Category 2: supplying 100m³ - 400m³ per day

Category 3: supplying 400m³ - 1,000m³ per day

(出典) DWD_Guidance_document_reporting_Sep_22_14-1 (24 ページ目)

http://forum.eionet.europa.eu/x_wise-reporting/library/drinking-water-directive-library/dwd-data-request-2014/dwd_guidance_document_reporting_sep_22_14-1

－オーストリア (Austria)－

1. 大規模給水ゾーン (Large Water Supply Zones)

1.1 概要 (Summary)

2008～2010年の期間内において、オーストリアでは約260の給水ゾーンによって飲料水が消費者に供給されたことがデータの分析によって明らかになった。モニタリングデータは微生物学的パラメータについてはモニタリングデータが提供されたが、化学的パラメータについてはいくつかのパラメータについてはデータが提供されなかった。全パラメータでみれば、最悪ケースを想定した場合に基づく、給水ゾーンの52%は、報告されたモニタリングデータがなかったか、不十分であった。しかし、オーストリアの当局は、オーストリアにおいては全般に、リスクに基づく手法によりパラメータの検査の範囲は連邦の所管官庁によって減らされていることを通報している。

(注)「最悪ケースを想定した場合 (worst case assumption)」とは、モニタリングデータが報告されなかった場合はモニタリングが実施されなかったと想定した場合をいう。

飲料水の質に関しては、報告されたデータの分析によると、オーストリアの全ての大規模給水ゾーンの80%超は飲料水指令の法的基準を満たしていた。モニタリングが広く行われているところでは、3年間全てにおいて、微生物学的及び化学的パラメータについてのサンプルの基準適合率は99%であった。3年間にわたるサンプルの基準適合から明確な改善傾向が伺える。水質基準不適合の主な原因は、浄水施設関連（消毒）問題（微生物学的パラメータ）及び集水域関連の状況（化学的パラメータ）に関係するものであった。

1.2 全般情報 (General Information)

[2008～2010年の報告期間におけるオーストリアの全般情報]

	2008年	2009年	2010年
総人口(千人)	8,337	8,363	8,388
給水ゾーン数	234	259	260
給水人口(人)	5,567,053	5,640,702	5,636,127
給水量(百万 m ³ /年)	442	445	448
水源構成(水量ベース、%)	地下水 100%	地下水 100%	地下水 100%

(参考) 飲料水水質に関する国のデータベースのリンク先

<http://bmg.gv.at/home/Schwerpunkte/VerbraucherInnengesundheit/Lebensmittel/Trinkwasser/>

オーストリアの飲料水は、100%地下水から得られている。給水ゾーンが10%増加しているにもかかわらず、居住者1人1日当たり飲料水消費量は2008年から2010年を通じて217ℓで一定のままであった。同じ期間において、居住者人口は1.23%増加しており、これは供給された飲料水の量が1.34%増加したのとバランスがとれている。オーストリアでは、生産された飲料水は260の給水ゾーンに供給され、総人口の67%に供給している。

1.2.1 免除 (Exemptions)

(飲料水指令第3条2.(a)及び第3条2.(b)に従って)

オーストリアでは、規模又は水の用途のどちらにおいても、飲料水指令の要求事項から免除された飲料水はなかった。

1.2.2 特例 (Derogations)

(飲料水指令第9条に基づく欧州委員会によって要求された情報)

オーストリアは、大規模給水ゾーン (5,000人以上に給水) 及び小規模給水ゾーン (5,000人未満に給水) について、特例を報告している。

[大規模給水ゾーン]

2008～2010年における特例	特例数	特例 (1回目)	特例 (2回目)	特例 (3回目)
2008年	4	-	4 (2給水ゾーン)	-
2009年	4	-	2 (1給水ゾーン)	2 (1給水ゾーン)
2010年	5	1 (1給水ゾーン)	2 (1給水ゾーン)	2 (1給水ゾーン)

以下は、2008～2010年における大規模給水ゾーンの特例に関する詳細情報である。

[小規模給水ゾーン]

2008～2010年における特例	特例数	特例 (1回目)	特例 (2回目)	特例 (3回目)
2008年	110	61 (56給水ゾーン)	49 (36給水ゾーン)	-
2009年	119	68 (64給水ゾーン)	37 (31給水ゾーン)	14 (9給水ゾーン)
2010年	119	73 (68給水ゾーン)	32 (27給水ゾーン)	14 (9給水ゾーン)

1.3 飲料水の質及び安全性 (Quality and safety of drinking water)

飲料水指令に掲載されている48のパラメータ (ボトル水は50) は3つの異なるグループに分類される。すなわち、人の健康に対して直接影響する微生物学的及び化学的パラメータと、浄水プロセス及び飲料水の感覚的な質に関する情報を提供する上で重要な指標パラメータである。さらに、指標パラメータの一部はそれ自体では定量的な基準を有しておらず、消費者が受け入れ可能かどうか依存する。

それ故、最初の二つのカテゴリーに当てはまるパラメータの超過は供給される飲料水の質を回復するための方策を講じるきっかけとなる一方、指標パラメータの超過は、所管官庁の義務として超過又はそれらの存在が人の健康に危険を及ぼすかどうかについて検討するきっかけとなるものである。例えば、指標パラメータのレベルの上昇は、浄水施設が適切に運転されていない、浄水施設が設計能力を超えて運転されている、または浄水施設が浄水処理の機能を果たすことができていないことを示唆することがある。

2. 小規模給水ゾーン (Small Water Supply Zones)

1. データの質に関する全般的なコメント (General comments on data quality)

報告されたデータは 2010 年に関するものである。オーストリアには 4,570 の小規模水道があり、これらは 270 万人の居住者（総人口の 32%を占める。）に対して 1 日当たり 503,994 m³の水を供給した。オーストリアでは、全ての小規模水道は地下水水源を利用していた。

2. 飲料水の質及び安全性 (Quality and safety of drinking water)

(飲料水指令第 4 条, 第 5 条, 第 6 条及び第 7 条)

2.1 飲料水水質 (Drinking water quality) – (飲料水指令第 4 条及び第 5 条)

報告された小規模水道は、高い割合（85.9%）で飲料水指令の水質に係る要求事項を全て遵守していた。

小規模給水ゾーンの分類	小規模給水ゾーン数	飲料水水質に係る要求事項を 全て遵守しているゾーン数	遵守割合 (基準適合率)
CAT1	3,101	2,686	87%
CAT2	1,108	953	86%
CAT3	361	287	80%
合計	4,570	3,926	85.9%

(注) CAT1: 1 日当たり 10m³ - 100m³ 給水
 CAT2: 1 日当たり 100m³ - 400m³ 給水
 CAT3: 1 日当たり 400m³ - 1,000m³ 給水

基準不適合率が最も高いのは指標パラメータに関するもの、特に大腸菌群（小規模水道の 5.9%）、コロニー数（小規模水道の 4.9%）であった。サンプルの基準適合率は、両指標とも約 95%であった。

小規模給水ゾーンにおける微生物学的パラメータである大腸菌 (*E.coli*) 及び腸球菌 (Enterococci) の不適合率はそれぞれ 2.9%及び 2.8%であり、サンプルの基準適合率は 95~99%の範囲であった。報告されたデータに従えば、サンプルの基準適合率は 95%を超えていた。このことから、微生物学的パラメータの基準不適合率に対して、これらの割合で人々の健康が危険にさらされている可能性がある。

化学的パラメータについては、不適合率のほとんどは個々の農薬によるものであり、これは農業の不適切な実践方法に起因することが示唆される。化学的パラメータに係るサンプルの基準適合率は 95%未満であった。

配信先変更のご連絡等について

「JWRC水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記までE-メールにてご連絡をお願いいたします。
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F (公財)水道技術研究センター ホットニュース担当
E-MAIL : jwrchot@jwrc-net.or.jp
TEL 03-3597-0214 FAX 03-3597-0215
また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。

水道ホットニュースのバックナンバーについて

水道ホットニュースのバックナンバー（第58号以降）は、下記アドレスでご覧になれます。

バックナンバー一覧 <http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/hotnews-h26.html>

国・地域別の水道情報 http://www.jwrc-net.or.jp/aswin/projects-activities/country_area.html

耐震化関連の情報 <http://suido-taishin.jp/hotnews.html>

水道ホットニュースの引用・転載について

水道ホットニュースの引用・転載等を希望される方は、上記ホットニュース担当までご連絡をお願いいたします。
なお、個別の企業・商品・技術等の広告にはご利用いただけません。